

生物影響調査について（案）

1. 調査の趣旨

県では、平成13年度より現場内及び周辺の地下水及び表流水について環境モニタリングを実施してきた。

この環境モニタリングは物質毎に定められた個別の基準との比較により評価を行うものである。これまでの結果から、周辺地点においては環境基準を下回っているところであるが、地元住民の方々から生物の生息状況を指標としたモニタリングを実施して欲しいとの要望が出されている。

また、環境審議会や原状回復対策推進協議会において、不法投棄現場からの複合汚染による影響を把握するためには、生物の生息状況を指標とした生物モニタリングを実施することが有効との意見があった。

検討の結果、生物モニタリングと環境モニタリングの結果をあわせて総合的に評価することによって、よりの確かつわかりやすい環境影響評価を行うことが可能となると考えられることから、今年度より生物影響調査を実施するものである。

2 県境不法投棄現場周辺生物影響調査評価委員会の所掌

- (1) 生物モニタリング手法の検討
- (2) 生物モニタリング調査結果の評価
- (3) 評価結果の公表
- (4) その他必要な事項

3 調査計画

